

令和4年9月20日

各 位

鹿児島工業高等専門学校

新型コロナウイルス感染拡大に係る本校の対応について（第6版）

このことについて、令和4年5月17日付けでお知らせしたところですが、一部変更しましたので、お知らせします。

なお、下記は判断基準の目安を示すものであり、その時点の感染状況等を勘案し、リスク管理室において対応を決定することとなります。

記

1. 本校の関係者（学生、教職員、業者等をいう。以下同じ）に感染者が出た場合

（1）休校等について

感染の拡大を防止するため、感染者の発生状況に応じて、本校の関係者に感染者が出たことを確認した日の翌日から本校の全部又は一部で対面授業を休止し、遠隔授業を実施することがある。

本校の全部で対面授業を休止する場合は、寮生については、帰宅困難である等の特別な事情がある者を除き、速やかに帰省させる。

なお、対面授業再開に当たっての対応は次のとおりとする。

- ① 保健所等と協力し、濃厚接触者の調査、必要に応じて感染に関係する施設の消毒等を行う。
- ② 鹿児島県内における感染拡大の状況や本校の感染者数、濃厚接触者数等を考慮し、全部又は一部での対面授業の再開をリスク管理室で検討する。
- ③ 上記のほか、本校における感染拡大の状況により、必要な措置を講じる。

（2）感染者の登校、出勤等について

登校、出勤等の時期は、退院や療養の終了、自宅での待機の解除等、保健所や医療機関の指示に従う。

2. 本校において感染拡大のおそれが高い場合

感染者が複数の学級にまたがる場合等、本校において感染拡大のおそれが高い場合は、速やかに遠隔授業を実施する。

この場合、寮生については、帰宅困難である等の特別な事情がある者を除き、速やかに帰省させる。

対面授業再開の時期は、本校関係者の感染者、濃厚接触者の動向、鹿児島県内における感染拡大の状況等を勘案し、リスク管理室で決定する。なお、対面授業を再開する場合であっても、一部について遠隔授業を継続する場合がある。

3. 本校の関係者が濃厚接触者に特定された場合

保健所等の指示に従い、感染者との最終接触日（以下、接触日）を0日として5日間を経過するまで自宅待機とし、当該期間経過後に登校、出勤し、授業への参加、勤務を認める。保健所が5日間経過後の自宅待機を指示している場合はそれに従う。また、2日目、3日目において薬事承認された抗原検査キットを用いて陰性となった場合は4日目に登校、出勤を認め、本校で用意する薬事承認された抗原検査キットを用いて検査を行う。この検査で陰性となった場合に授業への参加、勤務を認める。

ただし、7日目が経過するまでの期間は、マスクなしの他者との会話の禁止や黙食等の慎重な行動を要請する。

4. 上記のほか、感染者との接触が疑われる場合

① リスク管理室において聞き取り調査を行い、濃厚接触者に準ずる者と判断した場合、感染者との接触日を0日として5日間を経過するまで自宅待機とし、当該期間経過後に登校、出勤し、授業への参加、勤務を認める。また、2日目、3日目において薬事承認された抗原検査キットを用いて陰性となった場合は4日目に登校、出勤を認め、本校で用意する薬事承認された抗原検査キットを用いて検査を行う。この検査で陰性となった場合に授業への参加、勤務を認める。

ただし、7日目が経過するまでの期間は、マスクなしの他者との会話の禁止や黙食等の慎重な行動を要請する。

② 感染者との接触日を0日として2日間経過しても保健所から連絡がない場合およびリスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者に該当しないと判断した場合は、自宅待機は終了とする。ただし、感染者との接触日を0日として5日間の行動（常時マスクの着用等）を慎重に行うことを要請することがある。

5. 濃厚接触者との接触が疑われる場合

濃厚接触者との接触が疑われることが判明した場合は、状況により自宅待機を要請することがある。自宅待機の必要がないと判断した場合でも、濃厚接触者の待機期間に該当する期間の行動（常時マスクの着用等）を慎重に行うことを要請することがある。

6. 発熱等の症状がある場合（コロナ感染が疑われない場合）

学生の場合は、別途指示されている内容に従う。

学生以外の場合は、発熱等の症状が治まった日の翌日から2日間を経過するまで自宅待機とする。

7. 新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があることを十分に認知し、感染者や濃厚接触者に対する不当な差別、誹謗中傷、いじめ等を絶対に行わないことを徹底する。

8. 上記のほか、不明な点・不安な点がある学生は、担任、専攻長、学生課学生係（0995-42-9015）、学生課寮務係（0995-42-9016）まで相談すること。

＜本校関係者が感染、濃厚接触等した場合の待機期間等一覧＞

区分	感染した場合	濃厚接触者に特定された場合	その他感染者との接触が疑われる場合		濃厚接触者との接触が疑われる場合	発熱等の症状がある場合 (学生は別途指示されているとおり)
本文中の該当番号	1.	3.	4. ①	4. ②	5	6.
登校、出勤等の時期、自宅待機等	登校、出勤等の時期は、保健所や医療機関の指示に従う。	保健所等の指示に従い、感染者との最終接触日（以下、接触日）を0日として5日間を経過するまで自宅待機とし、当該期間経過後に登校、出勤し、授業への参加、勤務を認める。保健所が5日間経過後の自宅待機を指示している場合はそれに従う。また、2日目、3日目において薬事承認された抗原検査キットを用いて陰性となった場合は4日目に登校、出勤を認め、本校で用意する薬事承認された抗原検査キットを用いて検査を行う。この検査で陰性となった場合に授業への参加、勤務を認める。ただし、7日目を経過するまでの期間は、マスクなしの他者との会話の禁止や黙食等の慎重な行動を要請する。	リスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者と判断した場合 リスク管理室において聞き取り調査を行い、濃厚接触者に準ずる者と判断した場合、感染者との接触日を0日として5日間を経過するまで自宅待機とし、当該期間経過後に登校、出勤し、授業への参加、勤務を認める。また、2日目、3日目において薬事承認された抗原検査キットを用いて陰性となった場合は4日目に登校、出勤を認め、本校で用意する薬事承認された抗原検査キットを用いて検査を行う。この検査で陰性となった場合に授業への参加、勤務を認める。ただし、7日目を経過するまでの期間は、マスクなしの他者との会話の禁止や黙食等の慎重な行動を要請する。	リスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者と判断しなかった場合 感染者との接触日を0日として2日間経過しても保健所から連絡がない場合およびリスク管理室の調査により濃厚接触者に準ずる者に該当しないと判断した場合は、自宅待機は終了とする。ただし、感染者との接触日を0日として5日間の行動（常時マスクの着用等）を慎重に行うことを要請することがある。	濃厚接触者との接触が疑われることが判明した場合は、状況により自宅待機を要請することがある。自宅待機の必要がないと判断した場合でも、濃厚接触者の待機期間に該当する期間の行動（常時マスクの着用等）を慎重に行うことを要請することがある。	症状が治まった日の翌日から2日間自宅待機